

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月30日
【会社名】	横浜魚類株式会社
【英訳名】	YOKOHAMA GYORUI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石井良輔
【本店の所在の場所】	横浜市神奈川区山内町1番地
【電話番号】	045(459)3800
【事務連絡者氏名】	取締役管理部部長 塚本 秋宏
【最寄りの連絡場所】	横浜市神奈川区山内町1番地
【電話番号】	045(459)3800
【事務連絡者氏名】	取締役管理部部長 塚本 秋宏
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第81期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1 剰余金の処分に関する事項

- (1) 減少する剰余金の項目及びその額  
別途積立金 30,000,000円
- (2) 増加する剰余金の項目及びその額  
繰越利益剰余金 30,000,000円

2 期末配当に関する事項

- (1) 配当の財産の種類  
金銭とする。
- (2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金3円とする。  
なお、この場合の配当総額は18,773,511円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成27年6月29日とする。

第2号議案 定款一部変更の件

- (1) 「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の導入に伴い、当社定款に、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策の導入等を株主総会の決議により定めることができる旨の規定を新設する。
- (2) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮する。また、従前の規定が適用されることを明確にするため附則を設けることとする。
- (3) 役付取締役の構成に関して、取締役会で機動的に定めることにより、柔軟な経営体制を構築できるよう、所要の変更を行う。

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役として、稲生良邦、向後重男、泉広彦、塚本秋宏、松尾英俊の5名を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、空代招久、菅友晴の3名を選任する。

第5号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）導入の件

当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）を導入する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合)
第1号議案	44,525	110	0	(注)1	可決 (99.75%)
第2号議案	44,545	90	0	(注)2	可決 (99.79%)
第3号議案				(注)3	
稲生良邦	44,545	90	0		可決 (99.79%)
向後重男	44,545	90	0		可決 (99.79%)
泉広彦	44,545	90	0		可決 (99.79%)
塚本秋宏	44,545	90	0		可決 (99.79%)
松尾英俊	44,545	90	0		可決 (99.79%)
第4号議案				(注)3	
空代招久	44,564	71	0		可決 (99.84%)
菅友晴	44,564	71	0		可決 (99.84%)
第5号議案	44,486	149	0	(注)1	可決 (99.66%)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。  
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。  
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。  
 4. 賛成数は、「事前行使における賛成数」と「当日出席株主から各議案の賛否に関して確認できた賛成数」を合計しております。

以 上